

熊本県公報

第12850号

令和元年(2019年)

8月20日(火)

(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路保全課) 1
- 道路の供用開始..... (") 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録..... (障がい者支援課) 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出..... (商工振興金融課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出..... (") 3

登 載 依 頼

- 私立学校審議会の開催..... (私立学校審議会) 4
- 令和元年度(2019年度)第2回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催..... (公共事業再評価監視委員会) 4
- つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止..... (天草不知火海区漁業調整委員会) 4
- 小型機船底びき網漁業(手操第1種手操網漁業)の適正操業に係る委員会指示..... (") 4
- 令和元年度(2019年度)第2回熊本県観光審議会の開催..... (観光審議会) 5

告 示

熊本県告示第256号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市姫戸町姫浦字包石 4509番地先から 同所 4521番1地先まで	前	14.9 ～ 24.6	150.6	防安交
			後	15.2 ～ 27.7	150.6	

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)8月20日

熊本県告示第257号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年(2019年)8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町字東谷 2166番2地先から 同所 2246番2地先まで	187.0	防安交

2 供用を開始する期日 令和元年(2019年)8月20日

熊本県告示第258号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
輝合同会社 熊本市西区上代三丁目 11番49号	放課後等デイサービス ま なびの広場ホープ 熊本市西区域山下代三丁目 6番1号	4312000 56	令和元年（20 19年）8月8 日

公 告

熊本県公告第250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年（2019年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス天草店

熊本県天草市小松原町202番2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田 健	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年（2020年）4月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,375平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
駐車場 48台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 7台
建物南東側 7台
合計 14台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 65平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 14.79立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻：午前9時00分 閉店時刻：午後10時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
駐車場 2箇所 建物敷地西側及び東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

8 届出年月日

令和元年(2019年)8月6日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務振興課
令和元年(2019年)8月20日から令和元年(2019年)12月20日まで

熊本県公告第251号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年(2019年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーミカエル大津店 生鮮館

熊本県菊池郡大津町室963

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ビッグミカエル 代表取締役 古閑 達郎	熊本県菊池市片角290番地

3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ビッグミカエル 代表取締役 古閑 達郎	熊本県菊池市片角290番地
株式会社ヒライ 代表取締役 平井 浩一郎	熊本市西区春日七丁目26番70号
島田 洋光	熊本県菊池郡大津町大林290-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年(2020年)4月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,565平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 77台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 11台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設No.1 建物南側 31.5平方メートル
荷さばき施設No.2 建物東側 31.5平方メートル
合計 63.0平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設No.1 建物内南側 3.27立方メートル
廃棄物等保管施設No.2 建物西側 4.03立方メートル
合計 7.30立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻：午前9時00分 閉店時刻：午後11時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後11時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
駐車場 2箇所 建物敷地南側及び東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設No.1 午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設No.2 午前6時00分～午前8時30分

8 届出年月日

令和元年(2019年)8月5日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部振興課
令和元年(2019年)8月20日から令和元年(2019年)12月20日まで

登 載 依 頼**熊本県私立学校審議会公告第1号**

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。
令和元年(2019年)8月20日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
令和元年(2019年)8月29日(木)
午後3時から午後5時まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
【諮問事項】
 - (1) 王栄幼稚園の収容定員変更認可について(公開)
 - (2) 勇志国際高等学校の学則変更認可について(公開)
 - (3) 熊本社会福祉専門学校の廃止認可について(公開)
 - (4) 学校法人中九州第三学園の解散認可について(公開)
 - (5) 熊本情報経理専門学校の廃止認可について(公開)
 - (6) 九州技術教育専門学校の目的変更(服飾・家政分野の廃止)について(公開)
 - (7) 菊池市立泗水幼稚園の設置者変更認可について(非公開)
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班)
(096-333-2064)

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第2号

熊本県公共事業再評価監視委員会による現地調査を次のとおり実施します。
令和元年(2019年)8月20日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 日程
 - ① 令和元年(2019年)8月29日(木) 午前9時40分頃から3箇所
上益城郡甲佐町、球磨郡錦町、熊本市
 - ② 令和元年(2019年)8月30日(金) 午前11時頃から2箇所
天草市
- 2 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理課)
電話096-333-2490

天草不知火海区漁業調整委員会指示第179号

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年(2019年)8月20日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ(沈船魚礁)」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

- 1 操業禁止区域
天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4,300メートルの地点を中心とした半径50メートルの線によって囲まれた区域
- 2 操業禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 指示の有効期間
令和元年(2019年)9月1日から令和3年(2021年)8月31日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第180号

天草海における手繰第1種手繰網漁業の操業に係る制限について、適正操業の確保及び漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年（2019年）8月20日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

（1）制限の対象となる漁業種類

天草海を操業区域とする手繰第1種手繰網漁業

（2）制限する内容

ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く）の操業を妨げてはならない。

イ 網口（荒手網前端）から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けるなければならない。

ウ 手木（手木に付ける股網の長さは、片側1.5メートル以内）からの曳網は片袖1本でなければならない。

エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、15メートル以内でなければならない。

オ 沈子網は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープや古網を巻いたもの、又はゴム製の筒を取り付けたもの）でなければならない。

カ 曳網にオドシを付けてはならない。

キ 曳網（股網と曳網の接合部を除く）1本に付ける沈子（チェーン等）は、1ヶ所でなければならない。

2 指示の有効期間

令和元年（2019年）10月1日から令和3年（2021年）5月31日までとする。

熊本県観光審議会公告第2号

令和元年度（2019年度）第2回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

令和元年（2019年）8月20日

熊本県観光審議会长

1 日時

令和元年（2019年）8月29日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

ホテル熊本テルサ2階「ひばり」（熊本市中央区水前寺公園28-51）

3 議題

（1）次期ようこそくまもと観光立県推進計画の策定について

（2）その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。

（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県観光審議会事務局（熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光物産課内）

（電話096-333-2332）